



2024年12月号（第21号）
発行／静岡労働基準監督署

〒420-0858
静岡市葵区伝馬町24-2
相川伝馬町ビル2階・3階
TEL 054-252-8165

静岡年末年始無災害運動について

静岡年末年始無災害運動の活動の一環として、静岡労働局と合同で三菱電機株式会社静岡製作所様を対象とした安全衛生パトロールを実施しました。

年末年始は、通常の生産活動とは異なる非常作業（設備の保守点検、清掃等）による労働災害が懸念されます。

スローガンは『違和感を見過ごす先に危険アリ、年末年始の安全行動。』となっています。

期間は12月1日から来年1月15日までとなっています。

また、県内では11月より死亡災害が続いていますので、一層の安全対策をお願いします。



工場内でのパトロールの状況
中央は静岡労働局の笹局長
向かって右は事業場関係者

県内で死亡災害が増加しています！

事業主の皆さまへ



緊急事態！！
労災死亡事故増加中
11月以降6人が死亡

令和6年11月3日から12月10日までの期間において、6名（一人親方を含む）もの労災死亡事故が発生しています。（事故の詳細は裏面参照。）

静岡労働局では、このような状況を受け、関係団体等に労働災害防止対策の徹底を要請し、より一層の労災死亡事故防止を呼びかけています。


事業主の皆さまにおかれましては、次の労働災害防止対策の実施状況を今一度ご確認くださいませようお願いします。

労働災害防止のためのチェックリスト

- ①安全衛生管理体制について
 - 事業場の安全衛生管理体制が整備されているか。
 - 安全衛生管理者、作業主任者、職長等事業場の責任者から業務の遂行状況を報告させ、必要に応じ実施状況について指導ができていますか。
- ②「5S」について
 - 整理、整頓、清掃、清潔、しつけの「5S」について徹底されているか。
- ③リスクアセスメントについて
 - 職場に存在する多種多様な危険性又は有害性の特定ができていますか。
 - 特定した危険有害性をもとに、リスクの見積もりができていますか。
 - 見積もりしたリスクをもとに、リスク低減対策ができていますか。
- ④日常的な安全衛生活動について
 - KYT（危険予知訓練）やヒヤリハット活動が実施されているか。
- ⑤安全衛生教育について
 - 雇入れ時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長教育等の各種教育が行われているか。
- ⑥健康管理について
 - 作業前体調不良等の異常がないことの確認ができていますか。
 - 労働安全衛生法に基づく各種健康診断を実施しているか。



＜労災死亡事故状況詳細＞

発生日	業種	年齢	発生状況
11月3日	その他の接客娯楽業	40代	被災者が傾斜のある道で乗用車を停めて下車したところ、サイドブレーキを引いていなかったため当該車が後進し、これに気付いた被災者が慌てて車を止めようとしたが止めきれず、傍らにあった深さ2、3メートルの水路に車とともに転落した。
11月5日	その他の建設業	30代	タイヤがバーストし道越車線上に停車していたトラックに、被災者の運転するトラックが追突した。
11月6日	道路貨物運送業	40代	愛知県内の荷主先でパレット荷物をハンドリフトで積み込み作業中、大型トラック荷台内でパレット上の荷物が崩れ被災者頭部へ落下した。
12月4日	林業	50代	伐採作業中、倒木にはさまれ、死亡した。（一人親方）
12月9日	建築工事業	70代	民家の屋根上で通気口カバーの設置作業中、高さ約6メートル下の地面に墜落した。（労働者性調査中）
12月10日	土木工事業	40代	線路で、レールの溶接作業をしていたところ、貨物列車と衝突した。

○12月1日～1月15日は、「静岡年末年始無災害運動」期間です！
当該期間、県内では転倒、墜落、はさまれ・巻き込まれの順に多く災害が発生しており、この3つで全体の50%以上を占めています。 

○上記6件中3件が建設業で発生
建設業の安全対策に関してガイドライン等を公表しています。詳細は→ 

○全国的に高齢労働者が被災する割合が増加しています。
厚生労働省では、令和2年3月より「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を公表し、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組んでいただけるよう願っています。

◎エイジフレンドリーガイドラインの詳細は  

12月は職場のハラスメント撲滅月間です

12月は職場のハラスメント撲滅月間です。現在、労働施策総合推進法（パワハラ防止法）と指針（令和2年厚生労働省告示第5号）により推進されています。この機会に職場におけるハラスメント対策を確認しましょう。

なお、12月16日の労働政策審議会（厚労相の諮問機関）において、カスタマーハラスメントについても（1）行為者が顧客や取引先など（2）社会通念上、相当範囲を超えた言動（暴行や脅迫、中傷などを想定）（3）就業環境への悪影響の要素を満たすものと定義し、今後、法改正および同法に基づく指針で具体例を示す方針とされています。

なお、カスタマーハラスメント対策のマニュアル等については、既に令和4年に発表されているものがあるので、参考にしてください。

厚生労働省HP
ハラスメント対策ページ



年末年始における年次有給休暇の取得促進について

年末年始は
たっぷり休んで
リフレッシュ！



年次有給休暇 を上手に活用し
働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

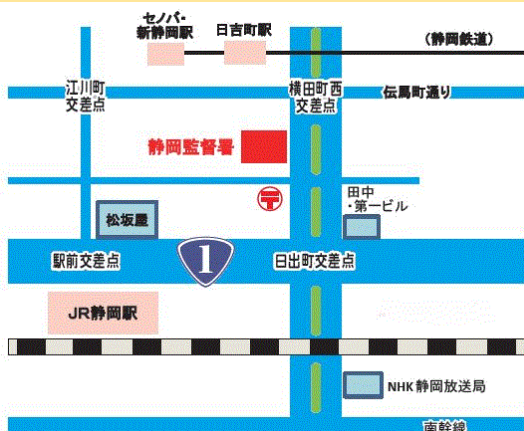
働き方・休み方改善ポータルサイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

年休取得促進
特設サイト▶



静岡労働基準監督署へのアクセス



- JR静岡駅より徒歩約10分
- 静岡鉄道日吉町駅より徒歩約5分
- 申し訳ありませんが、駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。

編集後記

今年もあと少しとなりました。インフルエンザ等の感染症が流行していますので、手洗い、うがい等の対策を行い、気を付けましょう。